人にやさしい住宅助成事業

町民が安心して長く住み続けられるように、住宅のバリアフリー改修、耐震改修及び
老朽住宅の 解体工事により住環境を整備する場合に、その費用の一部を助成する制度です。

対象条件

■【申請者】 町内に住所を有し、かつ住宅を所有しており、町税などを滞納していない方が対象です。
ただし、工事後本町に移住予定の場合や、解体工事の場合は、町外の方も対象になります。
■【施工業者】 町内に事業所のある法人または町内に住所のある個人事業所で、共に建設業の許可を受けている事業所が施工する場合に対象となります。町外の事業所が施工する場合は対象外です。
■必ず先に申請手続きをし、交付決定を受けてから工事に着手してください。
■各工事ごとに同一住宅に対して1度限りです。また介護保険等、他の補助金との重複はできません。
■受付は4月1日から12月30日まで（耐震改修工事は9月30日まで）工事完了は翌年3月31日まで。

バリアフリー改修工事

１０万円（税抜）以上の工事が対象・工事費の３０％補助・限度額４０万円

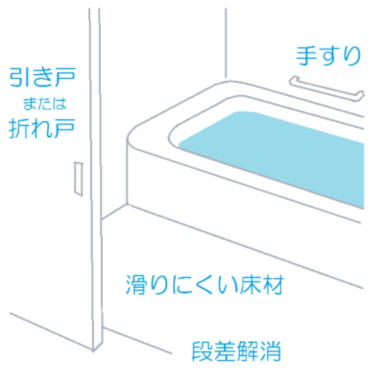

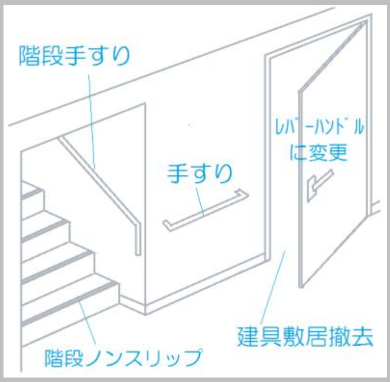

手すりの設置、段差解消、引戸への取替などのバリアフリー性能を向上 させるための改修工事が対象です。対象となる改修内容は裏面をご覧ください。（※イラストは対象工事の一例）

耐震改修工事

５０万円（税抜）以上の工事が対象
工事費の２０％補助・限度額５０万円

耐震診断の結果、耐震性能が不足していると判断された住宅で、建築基準法等に適合するよう耐震改修する工事が対象です。

解体工事

５０万円（税抜）以上の工事が対象
工事費の２０％補助・限度額３０万円

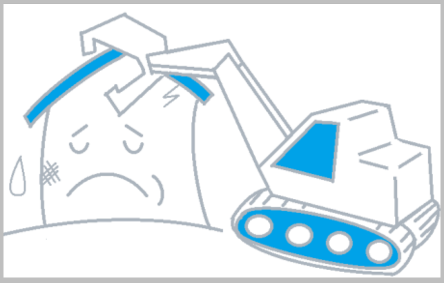

町内にある住宅で、老朽化が著しく周囲の景観を損なう住宅の解体工事が対象です。

申請・問合わせ先

栗山町役場建設課建築・住宅グループ TEL 0123-73-7512
（8:30～17:15土日祝日は除く）
※工事内容によって助成対象とならない場合がありますので、事前に相談ください。

バリアフリー改修工事の種類

<table>
<tr><th>No.</th><th>種目</th><th colspan="2">定義・説明</th></tr>
<tr><td>1</td><td>手すりの取付け</td><td colspan="2">廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに転倒予防又は移動などを目的として設置するもの。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付けなど、適切なものとする。なお、取付に際し工事が伴わないものは対象外とする。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>段差の解消</td><td colspan="2">居室、廊下、便所、浴室、玄関などの各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路などの段差を解消するための住宅改修で、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、踏み台(式台)を固定設置する工事、浴室の床のかさ上げなどの工事。なお、取付に際し工事を伴わないものは対象外とする。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</td><td colspan="2">具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更などの工事。</td></tr>
<tr><td>4</td><td>引き戸等への
扉の取替え</td><td colspan="2">開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテンなどに取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。</td></tr>
<tr><td>5</td><td>洋式便器等への
便器の取替え</td><td colspan="2">和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的に想定される。ただし、据え置くだけの腰掛便座の設置は対象外とする。また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは対象とするが、既に洋式便器である場合にこれらの機能などを付加する場合は対象外とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">6</td><td rowspan="5">その他

1から5までの
住宅改修に付
帯して必要と
なる住宅改修</td><td>(1)手すりの取付け</td><td>手すりの取付けのための壁の下地補強</td></tr>
<tr><td>(2)段差の解消</td><td>浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事</td></tr>
<tr><td>(3)床又は通路面の材料の変更</td><td>床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備</td></tr>
<tr><td>(4)扉の取替え</td><td>扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事</td></tr>
<tr><td>(5)便器の取替え</td><td>便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)、便器の取替に伴う床材の変更</td></tr>
</table>